

(参考資料)

〈支部規約による会費について〉

(会費) 第35条 会費は別に定める年会費徴収細則による。

## 年 会 費 徴 収 細 則

○会費（本部会費含む）は、次の定めるところにより、事務局より請求の日から30日以内に年会費全額を納入しなければならない。（本部会費は支部が一括納入する）

従業員数区分	会 費
10人以下	10,000
11～20	11,500
21～30	13,000
31～40	14,500
41～50	17,000
51～100	19,000
101～150	23,520+50 (X-100)
151～200	26,880+50 (X-150)
201～250	33,600+50 (X-200)
251～300	36,960+50 (X-250)
301～400	42,560+50 (X-300)
401～500	51,520+50 (X-400)
501～600	61,600+40 (X-500)
601～700	70,560+40 (X-600)
701～800	78,400+40 (X-700)
801～900	85,120+40 (X-800)
901～1,000	90,720+40 (X-900)
1,001～2,000	99,900+20 (X-1,000)
2,001～3,000	127,650+20 (X-2,000)
3,001～4,000	155,400+20 (X-3,000)
4,001～	183,150+15 (X-4,000)

(注意) 1. X=従業員数

2. 端数は100円未満切り上げとする。

3. 本部会費は上記の中から、支部が一括本部へ納入する。

4. 支部の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

※計算例……従業員117名の場合の年間会費

$$23,520+50 (X - 100) =$$

$$23,520+50 (117-100) = 24,370円 \rightarrow 24,400円$$